

手続実施基本契約締結に関する申込要領（会員用）

日本貸金業協会は、金融庁長官から金融トラブル解決制度の一環である「指定紛争解決機関」として、貸金業法上の指定を受けております。

貸金業者は例外なく当協会と「手続実施基本契約」を締結していただくことが、貸金業法第12条の2の2により義務となっておりますので、貸金業登録後は速やかに手続をお願いします。

手続実施基本契約の締結申込につきましては、下記の要領にて手続を行います。

記

1. 申込書 添付の「手続実施基本契約申込書（会員用）」（別紙様式第1号）によりお申込ください。
2. 申込先 管轄する日本貸金業協会支部へ持参又は郵送によりご提出ください。
3. 添付書類 苦情処理及び紛争解決に関する社内規則の写し。
4. 費用 不要。
5. 契約承諾 ①原則としてお届けの電子メールアドレスに通知いたします。
②メール環境がない方へは書面にて通知いたします。
③契約書面（双方押印）をご希望の方は契約申込書の□のチェック欄にレをしてください。
*②及び③は承諾通知の返信に数日間かかります。

【本件についてのお問い合わせ先】

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター 紛争受付課
電話 03-5739-3861

手続実施基本契約申込書 (会員用)

日本貸金業協会 御中

日本貸金業協会の「紛争解決等業務に関する規則第31条」に基づき、後記手続実施基本契約条項及び以下の事項を承認の上、手続実施基本契約の締結を申込します。

- ① 手続実施基本契約の申込を審査するために協会から資料の請求又は説明を求められた場合、これに誠実に応じること。
- ② 本申込後、本申込が承諾されるまでの間に、本申込書その他本申込に関して協会に提出した資料の内容が変動した場合には、遅滞なく協会に対して変更後の内容を通知すること。
- ③ 本申込の結果にかかわらず、本申込書及び添付書類につき返還を受けられないこと。
- ④ 紛争解決等業務に関する細則に定める場合を除き、本申込に対する承諾の通知は、下記メールアドレス宛にメールにより通知されること。

1. 申込日 令和 年 月 日

2. 申込者 住所： _____

社名： _____

協会員番号： _____

代表者： _____ ⑩

(法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号： _____

FAX番号： _____

Eメールアドレス： _____

(携帯電話のメールアドレスは届出できません。)

本件に関する連絡先電話番号： _____

ご担当者氏名： _____

本申込に対する承諾の通知を書面で受けることを希望する場合には、以下にチェックしてください。

本申込に対する承諾の通知を書面で受けることを希望します。

(事務局使用欄)

受付日 :

受付担当者 :

業務企画部確認日 :

会費状況確認者 :

紛争解決等業務に係る手続実施基本契約条項

甲：申込が承諾された場合の申込者

協会：日本貸金業協会

(甲の規則等遵守義務)

第1条 甲は、協会の定める紛争解決等業務に関する規則（以下「規則」という。）及び紛争解決等業務に関する細則（以下「細則」といい、規則と細則とを総称して「規則等」という。）に規定された加入貸金業者の義務を遵守しなければならない。

2 協会が規則又は細則を変更した場合には、変更後の規則又は細則の定める加入貸金業者の義務を遵守しなければならない。

(貸金業相談・紛争解決センターの公表等)

第2条 甲は、甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称及びその主たる事務所の所在地、電話番号を公表しなければならない。

2 甲は、貸金業法の規定に基づき交付又は送付する書面又はこれに代わる電磁的記録に甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関の名称を記載する場合には、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称を記載しなければならない。

3 甲は、本契約締結後相当の期間内に、貸金業法第14条に定める貸付条件等の掲示に、併せて、甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称を記載するものとする。

4 甲は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときには、その広告の媒体又は勧誘の態様などに応じて合理的なかつ相当な範囲で、甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称を記載し又は表示するよう努めるものとする。

5 甲は、貸金業法第21条第2項に定める書面又はこれに代わる電磁的記録を交付又は送付する場合には、甲の貸金業務に係る指定紛争解決機関として、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの名称を記載するよう努めるものとする。

(協会の義務)

第3条 協会は、規則第4章及び第5章に定めるところにより、苦情処理手続及び紛争解決手続を実施しなければならない。

(甲の義務違反の場合の措置)

第4条 甲が正当な理由なく本契約に定める義務を履行しなかった場合には、協会は、規則等に定めるところにより、甲の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表し、かつ甲がその登録を受けた財務局若しくは財務支局の長又は都道府県知事に報告をするものとする。

2 甲に次のいずれかに該当する事由があるときは、協会は、規則等に定めるところにより

本契約を解除することができる。

- ① 規則に基づく苦情処理手続又は紛争解決手続により甲と契約者等の間で締結された和解契約に定められた義務を、正当な理由なく履行しないこと。
- ② 規則に定める負担金又は手数料若しくは費用その他規則に定める協会に対する金銭債務の全部又は一部の履行を遅滞し、相当な期間を定めた催告を受けても履行しないこと。
- ③ 規則に定めるその他の義務を故意に履行しないこと。

3 甲が協会員である場合には、協会は、前項の規定による措置に代えて、協会の定款第 21 条に定める処分を行うことができるものとする。

(協会の義務違反の場合の措置)

第 5 条 協会が協会の責めに帰すべき事由により本契約に定める協会の甲に対する義務を履行しなかった場合には、甲は、これによって甲が被った損害の賠償を請求することができる。但し、損害賠償の範囲は、当該義務違反により生じた現実の損害に限られるものとし、かつ、逸失利益及び精神的損害は含まれないものとする。

(契約期間)

第 6 条 この契約の期間は定めない。

2 協会は、正当な理由がなければこの契約の解約を告知することができないものとする。

(合意管轄)

第 7 条 この契約に関する甲と協会の間紛争については、東京地方裁判所を第 1 審の管轄裁判所とする。